

活動報告

【会 合】

法整備支援へのいざない

国際協力部教官

小 谷 ゆかり

第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部は、2019年6月29日（土）、大学生、法科大学院生、若手法曹等を主な対象として、公開シンポジウム「法整備支援へのいざない」を開催しました。



【国際会議室（大阪会場）の様子】

本年度は、趣向を凝らした試みにも挑戦しましたので、その概要についてご紹介いたします。

なお、本稿中、意見にわたる部分は、本職の私見です。

第2 本シンポジウム開催の趣旨・背景

本シンポジウムは、公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）、慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）との共催で開催している連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野2019」の第1弾です。

この企画は、2009年に法務省法務総合研究所等が主催したシンポジウムをきっかけとして始まったもので、2012年以降、年間を通じて、①初夏に法整備支援を知るための「入門編」となるセミナー、②夏休みの時期に法整備支援等に関する知識を深めることを主眼とした「サマースクール」（名古屋大学主催。本年は8月26日及び同月27日開催。）、③秋頃に学生の発表を主体とする「法整備支援シンポジウム」（慶應義

塾大学主催。今年度は、12月7日に開催予定。)の3企画をそれぞれ開催するという構成で、本年まで続いて参りました。2016年から、当部が①の「入門編」となるシンポジウムを主催し、企画・運営を行っています。

当部は、2017年10月に東京都昭島市にある国際法務総合センターに移転しましたが、本年度は、大阪中之島合同庁舎2階の国際会議室(大阪会場)をメイン会場とし、東京都昭島市にあります国際法務総合センター(東京会場)を、テレビ会議システムで結んで開催しました。

連携企画の「入門編」と位置づけられる本シンポジウムは、若い世代の方々に、法整備支援活動の内容をご紹介するとともに、法整備支援に携わるためのキャリアパスを共に考えることを目的として開催しています。そのため、できるだけ多くの学生の皆さんや若手法曹の方々に本シンポジウムの開催を知っていただきたく、昨年度に引き続き、関西一円や東京周辺の各大学・法科大学院、弁護士会等にご協力いただき、広報活動を行いました。多くの大学、弁護士会の皆様等にご協力いただきましたおかげで、本シンポジウム当日は、合計134名(大阪会場93名、東京会場41名)もの方々にご参加いただくことができました。このことは、我々にとって大きな励みとなるとともに、法整備支援や法分野の国際協力についての若い方々の関心の強さを実感する機会となりました。

第3 本シンポジウムの内容

1 冒頭挨拶

本シンポジウムは、法務総合研究所大場亮太郎所長の冒頭挨拶で幕を開けました。大場所長には、本シンポジウムのプログラムと関連づけながら、法整備支援の位置付けや重要性、今後の課題として法整備支援の担い手を育成することの重要性等をお話しいただき、本シンポジウムの全体像を示していただきました。

続いて、大阪弁護士会より、副会長の飯島奈絵弁護士からご挨拶をいただきました。飯島弁護士には、ご自身の留学経験や法整備支援関係者との関わりなどを踏まえ、法整備支援の魅力についてお話しいただきました。

大場所長、飯島弁護士の冒頭挨拶により、本シンポジウムの開催目的が、より分かりやすく、また、温かいメッセージとして、参加者の皆様に伝わったのではないかと思います。

2 導入講義「法整備支援って何だろう？」

第1部は、参加者の皆様に、法整備支援とは何なのか、どういった人々が関わっているのかという点について、概要をつかんでいただくことを目的とする導入講義を行いました。こちらの講義を担当しましたのは、本年4月より当部に配属となった氷室隼人教官と村田邦行教官です。



【第1部 導入講義（大阪会場・氷室教官）の様子】



【第1部 導入講義（東京会場・村田教官）の様子】

本年度の新たな取組みは、前半部分を氷室教官が大阪会場から、後半部分を村田教官が東京会場から、リレー形式でバトンをつなぐようにして、それぞれの会場を舞台に講義を行ったことです。本年度は大阪会場がメイン会場でしたが、東京会場の皆様にもライブ感を楽しんでもらいたいという思いからの試みです。

本番ではそつなくこなした両教官でしたが、実は、本番前に行ったリハーサルではカチコチに緊張していました。それを見ていた我々は、「2人とも硬いぞー。」などと野次を飛ばしていたのですが（反省しております。）、さすがは実力派癒し系コンビです。本番では見事に、アドリブ等も入れつつ、分かりやすく噛み砕いて、それぞれの会場から法整備支援の概要を伝えてくれました。

導入講義前半では、法整備支援の概要や、法整備支援を行う目的等について、後半では、ラオスを対象にした研修やレクリエーションの様子等、支援対象国の印象的な写真とともに、各国で行っている法整備支援活動の概要について説明がなされました。

導入講義では時間の制約があるため、どうしても国ごとの紹介は簡単なものにとどまりますが、各国が抱える課題とともに活動状況が紹介されたことにより、法整備支

援活動に興味を持つきっかけへとつながる，そんなバトンリレー講義だったと思います。

3 基調講演「法整備支援の魅力～ラオス民法典起草支援の経験から～」

独立行政法人国際協力機構（JICA）が行っている法整備支援プロジェクトでは，現地にプロジェクト事務所が置かれています。そこでは，裁判官，検事，弁護士が「JICA長期専門家」という立場で派遣されて働いています。

そこで，第2部では，長期専門家の仕事や生活に焦点を当て，ラオスのJICA長期専門家としてご活躍された石岡修弁護士より，「法整備支援の魅力～ラオス民法典起草支援の経験から～」と題して，基調講演をいただきました。

石岡弁護士がラオスに派遣されていた期間は，2010年7月から2017年6月までの間であり，実に7年です。基調講演では，石岡弁護士が，ラオスの人たちと地道な議論を重ねて続けてこられた支援活動の状況，その中で専門家として気づいたことや感じたことなどが語られました。



【第2部 基調講演の様子】

ラオスでは，2003年からJICAの法整備支援プロジェクトが開始され，2010年7月からは法律人材育成強化プロジェクトが実施されました。石岡弁護士は，プロジェクトの設計に携わりながら，教科書や執務参考資料等の作成を通じて，ラオスの法曹人材育成を進められたとのことでした。

石岡弁護士は，ご自身の過去のスケジュール帳をパワーポイントで映しながら，長期専門家の生活や活動を紹介してくださいました。着任当初は，プロジェクトオフィスの備品の購入，現地スタッフの雇用からスタートした状況や，通訳人を探すなど，一から専門家の手でプロジェクトを築き上げていき，日本での研修（本邦研修）やリトリート（郊外合宿），民法起草支援や民事訴訟法の普及活動等，充実していく支援活動の流れをお話いただきました。

その中で石岡弁護士が特に強調されたことは，長期専門家の仕事に定型はない，という点でした。

例えば、石岡弁護士は、プロジェクト開始当初の頃、スケジュールがなかなか埋まらないため、「苦しく、もどかしさを感じた。」などと率直な心境を吐露されました。しかし、そうした時期も、ラオス側との信頼関係を築くことに重点を置くべき時期として必要だったこと、また、そのような時期があったからこそ、後の繁忙時期につながったのだと指摘されました。

このように、石岡弁護士は、当時のスケジュール帳を示しながら、支援活動の中身や専門家としての忙しさは、プロジェクトの段階によって全く異なることを説明された上で、長期専門家の仕事に定型はなく、耐えるべき時期は耐えること、プロジェクトが動き出したら、専門家として出来ることは何でもやること、プロジェクトが停滞しても無理にプッシュしないことなど、長期専門家としての留意点も示してくださいました。

また、石岡弁護士は、プロジェクトとしてやらなければいけないことは無限にあるが、その中でどのようにしてプロジェクトを構築していくべきか、そして、どのようにしてラオス側実施機関と信頼関係を醸成していくかなど、専門家としての悩みや難しさなどにも触れてくださいました。「個々の専門家の能力次第であり、可能性は広がる。しかしその分、言い訳はきかない。」「専門家としての成果を出すためには、試行錯誤を繰り返していかなければならない。」などのお言葉から、長期専門家としての仕事の厳しさ、そしてやりがいの大きさが感じられました。



【基調講演での石岡弁護士】

さらに、法律という観点から、法整備支援の課題についても語っていただきました。石岡弁護士は、法律を学ぶこと自体は最低限必要なことだと指摘した上で、ラオスに根付く *living law* を無視して法律を整備しても意味がないこと、法律が社会において果たす役割を考えること、法律を作ること自体が目標なのではなく、その法律を根付かせることが何より重要なのだと強調されました。

これらの点に関連して、ラオスでは法律が呪文のような働きをしていることや、ラオスの旧家族法の条文を具体例として紹介されました。どちらも非常に興味深いお話であり、日本では当たり前だと思っていたことが当たり前ではないこと、相手国の法文化や社会的背景、歴史等を十分に理解しなければ、適切な法整備支援に結びつかな

いということが、具体的に伝わったのではないかと思います。

講演の最後では、法整備支援のキャリアについても触れていただきました。

石岡弁護士は、キャリアはない、と明言される一方で、法整備支援は、現地スタッフ、通訳、法務省、JICA、大学関係者等、様々なプレーヤーで成り立っていること、プレーヤーとして法整備支援に関わり続けることは可能であり、これらまとまりの中でのキャリアは出来つつあるのではないかと述べられました。そして、最後に、会場の皆さんに向けて、「キャリアは、ここにいる若い人たちが切り開いていくべきことではないか。」という問題提起を投げかける形で、講演が締めくくられました。

4 プレゼンテーション・トークセッション

第3部では、ラオスでの法整備支援を主なテーマとして取り上げ、支援対象国側からの目線でのプレゼンテーション、日本側から法整備支援を支える専門家としての目線でのトークセッションを行いました。

(1) プレゼンテーション「ラオス民法典起草ワーキンググループに参加して」

ラオス民法典起草ワーキンググループに参加されたスッチャイ・ワンナシンさんから、支援対象国から見た日本の法整備支援についてお話しいただきました。スッチャイさんは、ラオス外務省職員であり、現在は神戸大学大学院の留学生として日本の法律等を学ばれています。

ラオスでは、昨年末、日本が長年にわたり起草支援を続けていた民法典が成立しました。

スッチャイさんは、この民法典起草のワーキンググループの一員として活動し、法の起草という初めての経験を通じて、その後のラオスの法令起草に生かしたこと、また、批判的な見方や考え方を身につけるに至ったことなどを語ってくれました。



【第3部プレゼンテーション（スッチャイ・ワンナシン氏）の様子（大阪会場）】

ワーキンググループでの活動としては、社会や文化、経済的な生活基盤等、それぞれの立場や考え方が異なる人々との議論を地道に重ね、やがて国全体の議論へと広がっていった過程等が語られました。中央だけでなく、地方自治体等の地方の人々

や学者、学生、更には民間団体等とも話し合いを続けてこられたそうです。そこにはおそらく、我々の想像を超えるようなご苦勞があったものと思われます。

スッチャイさんは、そうした活動の中で、日本での研修やトレーニング、大学教授等の日本の専門家と話し合うなどして、日本の実務を学んだこと、そうした知見を経て、ラオス社会に受け入れられる民法典が作られていったのだと、当時を振り返りました。

プレゼンテーションでは、ワーキンググループの課題についても触れられました。

スッチャイさんによると、ワーキンググループには様々な機関の代表がメンバーとして参加しており、それぞれが当該機関の責任を負っているため、ワーキンググループ全体の意見をまとめることは、大変難しいとのことでした。

また、メンバーの欠席により、ワーキンググループの活動が滞ってしまうことも度々あったそうです。

そのような場合には、日本の専門家が関わるなどしてメンバーの考えを何度も確認したり、説得するなどして、ワーキンググループの意見をまとめ上げていく作業が必要となったそうです。

このように、ワーキンググループのメンバー参画の在り方やメンバー数の安定化は、ラオス固有の問題ではなく、どの国においても直面しうる問題のように思えます。ラオスでの取組みが他国の参考になるかもしれませんし、その逆もあるかもしれません。今後は、法整備支援の横のつながり・連携が、より一層必要とされるのではないかと感じています。

最後に、スッチャイさんから、民法典起草に携わった経験は素晴らしい知識・教訓となり、その後のキャリアにも生かされたこと、これまでの日本の支援に対する感謝の気持ちが伝えられました。その中に、「日本の皆さんの寛容の気持ちに感謝。このような日本の支援を続けてほしい。」との言葉があり、この言葉に我が国の法整備支援の在り方が表れているようで、非常に印象的でした。

(2) トークセッション「民法典成立の先にある課題」

続いて、法整備支援を支える専門家の視点から、「民法典成立の先にある課題」と題して、同志社大学の川嶋四郎教授、慶應義塾大学の松尾弘教授、摂南大学の川謙蔵准教授によるトークセッションを行いました。

トークセッションは、進行役の大川先生が、川嶋教授や松尾教授に質問を発しながら意見交換を深めていくという流れで進んでいき、座談会のようなざっくばらんな雰囲気の中、興味深いお話が次々と展開されました。



【第3部トークセッションの様子（大阪会場）】

ア 法整備支援に携わることとなった経緯，学生への伝え方

松尾教授は，ラオスの法整備支援が始まった当初から関わってこられた専門家ですが，大学院時代は自然法論を研究されていて，国家と法の関係等に関心を持たれていたそうです。そのような中で法整備支援連絡会¹への参加をきっかけとして法整備支援に興味を抱くようになり，抽象論ではなく，より具体的に国作りの中で法を考える法整備支援に強く惹かれ，ラオスの法整備支援に携わるようになったとのことでした。

また，松尾教授のご専門は民法ですが，大学では「開発法学」の講座を作り，学生の皆さんに対して，開発法学という視点から法整備支援の理論や実務等を講義されているとのことでした。



【トークセッションでの松尾教授】

これに対して，川嶋教授は，民事訴訟法の専門家であり，約20年もの間，ベ

¹ 法務省法務総合研究所及びJICAの共催により，法整備支援関係者の意見交換・情報共有の場として開催される会議のこと。1998年から毎年，年に1回開催しており，本年2月に開催した法整備支援連絡会は，第20回という節目の年を迎えた。次回は2020年2月14日（金）に開催予定。

トナムの裁判実務を改善する支援を続けてこられました。

川嶋教授は、判決の執行が困難な状況にあったベトナムへの支援を依頼されたことがきっかけで、ベトナムの支援に携わることとなったのだそうです。川嶋教授が初めてハノイを訪問したときは夜で、外は真っ暗闇だったと、懐かしげに当時の思い出を語ってくださいました。

また、川嶋教授からは、法整備支援は法律を作るだけで終わりではないこと、支援対象国の人々が自分たちの手で法律をうまく使っていくことが何より大事であること、というメッセージが、会場の皆さんに伝えられました。

学生の皆さんへの伝え方に関しては、川嶋教授は、民事紛争手続自体が救済のプロセスであり、様々な国の法制度と比較して伝えることが有益であると実感されているそうです。例えば、日本では当然のようにして執行が司法の領域として議論されていますが、ベトナムでは行政の領域として議論されており、そういった多角的な見方や伝え方が、法整備支援を通じて見えてくると、ご自身の経験を踏まえながらお話してくださいました。

大川先生は、2014年からラオスのプロジェクトに参加されている民事法学の専門家です。松尾教授とともに、ラオス民法典の起草ワーキンググループを支援してこられました。

イ これまでのご苦労・経験談

松尾教授からは、法整備支援ではプロセスを大事にするべきだとのこと指摘がありました。すなわち、ただ法律を作ればよいというものではなく、どうやって作ったかが大事であり、だからこそ、その法律は執行することができるのだということでした。そのためには、時間がいくらかかっても相手に関与してもらうことが重要だと強調されました。

例えば、まずはラオス側が法案のドラフトを作成する、アドバイザーグループはそのドラフトにコメントをする。その繰り返しの中で、1つ1つの条文について議論し、更に本邦研修やリトリートと呼ばれる合宿等で議論を深めていったとのことでした。このようなお話から、ラオス側の意見を尊重しつつ、その関わりを重視しながら、地道に作業を進めてこられた様子が伝わってきます。

松尾教授は、民法を作り上げていく作業だけでなく、その内容を地方等で説明する活動についても、お話しいただきました。ところが、そこでも民法に対して様々な意見が出てくるため、それらをまとめて条文に反映するなどの作業が必要となり、その作業に2年以上も費やすことになったのだそうです。

そうしてようやく民法典が成立に至るのですが、松尾教授は、「これは1つの通過点に過ぎない。」と強調されました。今後、ラオス民法典への支援は普及の段階に入るため、引き続き、ラオスの支援に関わっていかれるとのことでした。

お話は、ネパールの法整備支援にも及びました。

松尾教授は、長年にわたり、ネパールの民法典起草支援を続けてこられ、1つ

1つの条文にコメントを付すなどしてネパール側と議論を続けてきたとのことでした。そのような地道な作業を重ねてようやく出来上がった民法典が議会の解散で流れてしまったことなど、法整備支援の難しさについても触れてくださいました。

そうしてようやく、2017年に、民法を含む5つの新しい法律が成立したのですが、ネパールの支援もこれで終わりではなく、今後は普及のための支援を継続されるとのことでした。

このように、松尾教授からは、ラオスとネパールの例を出して、法整備支援のご経験をお話いただきましたが、最後に、「それぞれの国の発展プロセスに応じて、多くの方に参加してもらおう。我々専門家は、その一部として関与するもの。」「専門家は、法律が成立したその先にある課題や普及等、多角的な視点からのコメントが必要とされる。」とご指摘いただきました。

大川先生からも、ラオス民法起草支援でのご経験が紹介されました。アドバイザーグループの活動としては、まず、ラオス側のドラフト案に対して質問するところから始まるのだそうです。また、ラオス民法典に、法律行為概念を導入しようとした際、ラオスには「法律行為」という言葉がないということを知り、言葉の概念の問題にぶつかった経験などをお話いただきました。大川先生は、「まるで120年前の日本を体感しているかのようであり、非常に貴重な経験だった。その点も興味を持っていただければいいのではないか。」と会場の皆さんに興味を投げかけてくださいました。



【トークセッションでの大川准教授】

川嶋教授は、20年近く前、ベトナムで感動された経験について話してくださいました。その当時のベトナムでは、一緒に活動するベトナム側の人たちがとにかく若くて、ほぼ同世代の人たちと議論をしていたということもあり、人間的にも非常に親近感を持ってたということでした。また、ベトナム側だけでなく、日本側で支援の最前線に立っておられた武藤司郎弁護士や国際協力部の森永太郎部長といった、当時ベトナムに溶け込んで活動されていた方々と一緒に仕事をする喜びも大きかったそうです。まさに、明治維新以後の日本の息吹のようなものを、

ベトナムで再確認されたとのことでした。

また、川嶋教授は、ご自身の経験として、様々なパターンで法整備支援には関わることができることをお話してくださいました。例えば、執行の考え方をいくつか伝える中で、ベトナム側と信頼関係を構築していくのですが、それはまるで、友人との間でゼミを行っているような感じだったと振り返っておられました。ベトナムでは、2004年に成立した民事訴訟法を、どのように運用していくのが課題となっており、当事者主義がその中でも大きな課題となっていたそうです。当時、ベトナムでは、訴えを提起すればその後は裁判所が証拠収集でも何でもやってくれるという風潮があり、それが裁判所の負担増となって、訴訟遅延にもつながっていたとのことでした。そこで、川嶋教授は、処分権主義の考え方や、尋問のルール等、日本の制度を紹介されたのですが、その中で、日本では気づかなかったことにたくさん気づかされたそうです。

川嶋教授が支援の際に心がけていたことは、あくまで参考意見を述べるにとどまり、その選択は完全に相手方に委ねること、そのためには選択肢をできるだけたくさん示すことだということでした。



【トークセッションでの川嶋教授】

ウ 困ったことや苦勞したこと、法整備支援に携わったことで日本法の見方が変わったことなど

松尾教授は、活動の中で大変困ったこととして、次のお話を挙げてくださいました。日本がラオス民法典の起草支援を始めることがほぼ決まった頃、松尾教授は、ラオス政府の高官から、「150年の品質保証のついた日本の民法を、どうしてコピーしないのか。」などと質問されたことがあったそうです。この質問は、どのようにしてラオス民法典を形成していくべきかについて、ラオス国内で様々な意見があることを示していました。松尾教授は、このような質問を受けて、それぞれの意見を吸い上げながら合意形成を図り、民法典をまとめ上げていくことは、非常に困難な道になるだろうと実感されたそうです。

松尾教授は、この質問に対して、法を作るプロセスの重要性をご説明されたとのことでしたが、今でも、正しい答えとは何かを自問されているそうです。自問を続けながらも、ある法律がその国のものとしてカスタマイズされるためには、時間がかかったとしても、その国の人々に考えてもらい、育ててもらわなければならない、その過程を経ながら、法整備支援を続けていくしかないと言われ、その思いを語ってくださいました。

幸い、ラオスの現行プロジェクトでは、民法典の普及と併せて、民事・刑事裁判実務の改善として実務教育がスタートしたとのことであり、プロセスの途上ではあるものの、一つ一つ着実に進んでいるプロジェクトの状況にも触れてくださいました。

法整備支援の経験による変化については、松尾教授から、法の見方が相対化されたとお話いただきました。例えば、日本では、要件・効果が示されていないと条文として意味がないなどと言われてしまいますが、ラオスでは行為規範であることが重要となります。このようなことから、日本法はごく一つの形態に過ぎないということがわかり、法の見方が広がったとのことでした。これと関連して、松尾教授は、現在、日本で問題になっている所有者土地不明問題と、ラオスやネパールで重要な役割を果たしている地域コミュニティを比較しながら、日本においても、明治期に想定できなかった問題が法の取りこぼしとして現われていることを指摘してくださいました。

川嶋教授は、法整備支援への思いとして、ベトナムの法律のタイトルにある「独立、自由、幸福」について触れられ、そういうものをサポートしていきたい、との思いを語られました。

川嶋教授は、法整備支援の活動は、日本の法律を考えていく上でも重要になると指摘された上で、国際協力部のパンフレットに記載されている故三ヶ月章教授の言葉を紹介しながら、150年の経験を経て日本という国が今日に至っていることをかみ締め、このプロセス自体を伝えていくことが、我々専門家の役割であると指摘されました。

また、川嶋教授からは、法整備支援で考えることと、日本の企業が考えることはそれほど変わらないのではないかと、といった興味深いお話もありました。例えば、日本の企業が、素晴らしい性能を備えた冷蔵庫をそのままベトナムへ輸出しても、売れるかどうかは別の問題であり、そこにニーズの問題があること、ベトナムで使ってもらうためには、ベトナム人が使いやすいように冷蔵庫を変えなければならない、この考えは、法整備支援に通じるものだとお話しいただきました。

最後に、川嶋教授は、ドナー間競争にも触れた上で、日本のいいものをどのようにして相手に伝えていくのが今後の課題だと指摘されました。その上で、千手観音を例に挙げながら、いろいろな道具立てを相手に示し、その中で最良のものを選んでもらうことが望ましい法整備支援の姿であると述べ、トークセッション

ンを締めくくっていただきました。

トークセッションでは、大川先生の人柄溢れる進行に沿って、示唆に富んだお話をざっくばらんに語っていただくことができました。会場の皆さんにも、先生方の熱い思いが伝わる、そんな素晴らしいトークセッションだったのではないかと思います。

5 これから法整備支援に携わる人へのアドバイス

第4部では、「これから法整備支援に携わる人へのアドバイス」と題して、ミャンマーの元JICA長期専門家である中島朋子弁護士及びJICA職員の齋藤友理香さんから、それぞれ、お話しいただきました。

(1) 中島朋子弁護士からのアドバイス

中島弁護士は、2012年に弁護士登録をされ、その後はいわゆる町弁として、地域住民に根ざした事件を多数取り扱い、弁護士としてのご経験を積まれました。そして、2017年5月から2019年5月までの間、JICA長期専門家としてミャンマーの法整備支援に携わりました。ミャンマーにおける弁護士の長期専門家は、中島弁護士で二代目とのことでした。

中島弁護士は、大学2年生の頃、インターンシップをJICE（一般財団法人日本国際協力センター）において経験した際、海外からの留学生等とふれあったことで、国際協力に興味を抱くようになったとのことでした。

ここからが興味深いのですが、中島弁護士は、JICAの採用枠が非常に厳しいことを知り、JICAへの就職は諦め、弁護士の道を選んだそうです。おそらく会場の皆さんも、心の中で、「弁護士も非常に狭き門ですよ。」などつつぶやかれたのではないかと思います。いずれにしても、中島弁護士が決して楽な道を選択されたわけではないことが分かります。

中島弁護士は、愛知県で弁護士業務を続けながら、各国の法整備支援活動の視察を続けるなどして、法整備支援の活動内容を調査されていたそうです。そうした中、ミャンマーへ派遣される長期専門家の募集に応募し、採用され、長期専門家としてミャンマーに赴任することとなったそうです。

ミャンマーのプロジェクトでは、最高裁判所及び法務長官府（日本の法務省に該当）を実施機関とし、民事調停制度の導入や、裁判官・検察官に対するトレーニング、法令審査等、その活動内容は多岐にわたったということでした。



【第4部プレゼンテーション（中島朋子弁護士）の様子（大阪会場）】

ミャンマーの法整備支援の特徴は、スピード重視にあるということでした。ミャンマーでは経済発展の成長スピードが速く、それに沿った法整備が求められ、教科書やガイドラインの策定、調停制度の導入等、短期間で成果を上げられる活動に集中して支援をされていたとのことでした。

中島弁護士は、日本側にミャンマーのファンを増やすことも意識されていたそうです。日本からの訪問者に対して、訪問先をセッティングしたり、中島弁護士自身がメディアに出るなどして、ミャンマーに対する法整備支援をアピールすることもあったそうです。

そのほか、中島弁護士は、現地の方からミャンマー名を名付けてもらったり、ミャンマーのお寺の参拝や観光をするなどして、積極的に現地の方々と交流されたそうです。

最後に、中島弁護士は、ミャンマーでの経験を振り返り、「ルールがないところにルールを敷くような仕事。何が必要で何が問題かを発見し、考える。一から作っていく作業であり、とても楽しい。」と話し、法整備支援の魅力を語ってくださいました。

その上で、中島弁護士からのアドバイスとして、法整備支援を行うに当たっては、相手国の法制度や文化に対する理解と尊重が必須であること、日本の法制度を理解することも大前提であること、自身で分からないことについては、日本側に質問することのできるネットワーク作りが重要となることなどが伝えられました。

(2) 齋藤友理香さんからのアドバイス

齋藤さんは、2016年にJICAに入構され、現在、ベトナムとネパールの案件形成等を担当されています。

齋藤さんは、これまで法律を専門に勉強されたことはないとのことでした。そこで、齋藤さんは、法律を専門としていなくとも、国際協力に携わることができることを伝えたいというお気持ちから、国際協力の多様な関わり方についてお話しくだ

さいました。

まず、齋藤さんが国際協力に関わることとなったルーツから、お話しいただきました。

齋藤さんは、今でこそ国際協力の最前線で様々な重要案件を扱っておられますが、実は、大学に入るまで国際協力には全く興味がなかったそうです。ところが、大学時代に、交換留学でアメリカへ渡り、そこで知り合った友人たちから、親や祖父母が難民だったことの話聞き、テレビ等のメディアでしか知らなかった難民の問題を、身近に感じるようになったとのことでした。そして、次第に、難民の人々が、友人たちのように経済的に自立し、その子どもの世代まで生活することのできる十分な環境を作りたい、と強く思うようになり、国際協力に興味を持つこととなったそうです。

齋藤さんは、大学を卒業後、移民学を学ぶため大学院へ進学しますが、すぐには進学せず、約1年もの間、難民を支援するNPOで長期のインターンシップに参加したり、政府のプログラムでカンボジアへ派遣されるなど、国際協力の現場をご自身の目で確かめようとされました。

その結果、齋藤さんは、制度自体にアプローチをしなければ、難民等の問題に対する根本的な解決にならないと感じ、ガバナンス支援等を行っているJICAに入構されたとのことでした。



【第4部プレゼンテーション（齋藤友理香氏）の様子（東京会場）】

齋藤さんは、法整備支援には多様なアクターが関わっていると指摘した上で、各関係機関と連携しながら法整備支援の案件を形成していること、また、案件形成においては、現場のニーズと日本政府の方針を基に、より広い視点から、適切な方向に案件を導いていくことを意識されているとのことでした。

また、齋藤さんは、日本と世界のつながりを感じるのが国際協力の魅力の1つだと話してくれました。途上国の声に耳を傾け、その真意を理解しようと努めれば、日本の常識が世界の常識ではないことに気づくなどして、価値観が豊かになるのだ

そうです。

他方で、齋藤さんは、途上国の声という問題点についても指摘されました。その声は省庁の人々だったり、あるいは裁判官、検察官、弁護士等一部の声かもしれず、すべての人の声を反映しているわけではないこと、そのことは結局、小さな村の人々に支援が届いているのかという問題につながり、法整備支援の難しさを感じていると、率直なお気持ちを語ってくださいました。

最後に、齋藤さんが強調されたことは、多様な法整備支援の関わり方でした。法整備支援はODAだけで成り立っているわけではないこと、民間からの資金フローも増えていること、大学独自の協力もあることなど、様々なアクターが支援に協力していることに触れ、JICAを通じた支援に限らず、いろいろな関わり方があることを感じてもらいたい、と会場の皆さんにメッセージを送ってくださいました。

そして、齋藤さんは、このようなアクターの多様化が、今後の国際協力の難しさを解決する鍵となるのではないかと、ご自身のお考えを示されました。

齋藤さんは、コレクティブインパクト、という言葉を紹介し、セクターを超えて、多様なアクターがそれぞれのレベルで途上国の声を聞きながら取組みを行っていくことが、全体として、途上国の問題解決に向かうのではないかと考えているそうです。

齋藤さんは、お話の締めくくりとして、会場の皆さんに対し、自分に一番合った国際協力とは何かを考えてもらえたら良いのではないかと問いかけるようにしてアドバイスをしてくださいました。

その中で特に強調されたことは、どれか一つの立場が正解ではなく、これだと決めた関わり方以外にも、面白い関わり方をしている人はたくさんいること、そのような人たちから話を聞くなどしてアイデアをもらえば、そこからイノベーションも生まれてくるのではないかと、ということでした。

齋藤さんからのこのようなメッセージは、会場の皆さんにとって大きな刺激となり、法整備支援の関わり方を具体的に考えるきっかけとなったのではないかと思います。

6 全体質疑応答

登壇者の方々のお話が一通り終わった後には、全体質疑応答の時間が設けられ、会場の皆さんから多くの質問が寄せられました。法整備支援を通じて日本が学んだことは何か、それをどのようにして伝えているのか、といった質問や、支援の中で現地の人々と理解が進まなかった具体的なエピソードに関する質問、行為規範として法があることの意味を再確認する質問、更には言語の問題についてなど、奥の深い質問が多かったように思います。各登壇者の皆様には、各質問に対し、丁寧にお答えいただき、大変充実したやり取りとなりました。

時間の制約の関係で、すべての方の質問をお受けすることができず、後日メールでも質問を受け付けたところ、少なくない数の質問をいただきました。こちらの対応に

についても、登壇者の先生方に丁寧なご回答をしていただきました。

改めて、参加者の方々の関心の高さを感じた次第です。

7 告知関係

(1) 連携企画

今後開催が予定されている連携企画の告知が行われました。

連携企画の第2弾は、2019年8月26日、27日に、名古屋大学大学院法学研究科等が主催で開催する「サマースクール」です。CALEの佐藤史人教授、傘谷祐之特任講師より、ハンガリーを例とした「体制移行国における民主化と逆行」、カンボジアやベトナム、インドネシアを題材とした「法整備支援対象国における立法とガバナンス」等の講義に加え、法整備支援対象国の学生との対話・全体討論を実施する旨ご紹介いただきました。

第3弾は、同年12月7日に慶應義塾大学法務研究科主催で開催される「法整備支援シンポジウム」です。慶應義塾大学の松尾弘教授より、連携企画の総まとめとしてのイベントで、テーマは「持続可能な開発目標と法整備支援」であるにご紹介いただきました。

法整備支援について、より理解を深めていただければと思いますので、ぜひ、これらの企画にも足を運んでいただければと思います。

(2) コンgress・ユースフォーラム

法務省大臣官房国際課の福島崇之課付²から、コンgress・ユースフォーラムについての告知もなされました。

コンgressとは、5年に1度開かれる犯罪防止と刑事司法に関する国連最大規模の会議であり、2020年4月20日から27日にかけて、京都で開催されます。この京都コンgressと関連して開催されるのがユースフォーラムであり、世界の高校生・大学生等の若者たちが、コンgressの議題に関連したテーマについて議論を行います。

ユースフォーラムは、2020年4月13日から15日までの3日間、国立京都国際会館で、「安心・安全な社会の実現へ～SDGsの達成に向けた私たちの取組～」を全体テーマとして開催されます。

こちらにもぜひご参加いただき、世界の若者達とのディスカッションや国連職員・専門家の講演等を通じて、将来につながるチャンスをつかんでいただければと思います。

8 閉会挨拶

本シンポジウムは、共催いただいたICCLCの大野恒太郎理事長の閉会挨拶で幕を閉じました。大野理事長からは、本シンポジウムを通じて法整備支援という仕事のやりがいを感じてもらい、積極的に法整備支援にチャレンジしてもらいたいと、会場

² 本シンポジウム当時の役職であり、本年8月5日付けで、東南アジア諸国連合日本政府代表部一等書記官に就任されました。

の皆様にもエールを送っていただきました。

第4 おわりに

おかげさまで、本シンポジウムは、134名もの方々にご参加いただき、盛況のうちに幕を閉じました。

本シンポジウムでは、法整備支援のキャリアパスという点に焦点を当てましたが、齋藤さんのお話にもあったとおり、そのキャリアパスが1つではなく、多様な関わり方ができるということを実感できるものだったのではないかと思います。

検事や弁護士が法整備支援に携わる際のキャリアとしては、JICA長期専門家として各国に赴任することが多く、それが1つのモデルとなっていることは事実です。しかし、本シンポジウムに参加された皆さまがお気づきのとおり、冒頭挨拶でお話いただいた飯島弁護士から始まり、石岡弁護士、中島弁護士、JICAの齋藤さん等、1人として同じキャリアを歩んだ方はいらっしゃいませんでした。まさに、各々のご興味・ご関心にしたがってご自身の強みを身につけ、チャンスをつかんで来られたのだと思います。そのためには、齋藤さんのお話にもあったとおり、いろいろな人と関わりを持ち、自分自身で法整備支援の問題について考えていくことが重要であり、それによって、自身のキャリアを切り開いていけるのだと感じています。

今回のシンポジウムが、ご参加いただいた皆様にとって、この分野への興味関心を強めていただくきっかけとなり、またご自身のキャリア形成を考える際の一助となれば幸いです。

最後になりましたが、お忙しい中、ご登壇をご快諾いただきました登壇者の皆様、法整備支援の意義や本シンポジウムの趣旨をご理解いただき、共催、後援をいただきました皆様、そして、広報活動にご協力いただきました各大学、法科大学院、弁護士会等の皆様には、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

ありがとうございました。